

教育資金一括贈与専用普通預金「まなび応援団」

(令和5年4月1日現在)

1. 商品名	○教育資金一括贈与専用普通預金「まなび応援団」
2. 販売対象	○直系尊属（祖父母、父母等）から教育資金を受贈された30歳未満かつ前年の合計所得金額が1,000万円以下の個人
3. 預入期間	平成25年7月22日～令和8年3月31日
4. 預入	
(1) 預入方法	<p>○贈与者と受贈者の間で書面により贈与契約を締結していただき、締結後2ヵ月以内に一括預入していただきます。</p> <p>○教育資金口座の開設にあたっては、所定の申告書（教育資金非課税申告書）を提出いただきます。</p> <p>＜お手続きに必要な書類＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎贈与者と受贈者の関係が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・・戸籍謄本（抄本）または住民票の原本 ◎受贈者の本人確認書類 <ul style="list-style-type: none"> ・・保険証、運転免許証等 <p>※受贈者が未成年の場合、代理人として親権者に手続きいただくこととなります。代理人が手続きされる場合、代理人の本人確認書類も必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎受贈者の前年分の合計所得金額を明らかにする書類 <ul style="list-style-type: none"> ※受贈者が他の者の扶養親族に入っておらず、かつ前年に所得金額を有する場合、受贈者の前年分の合計所得金額が確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書など） <p>○預入は窓口のみとなります。</p>
(2) 預入金額	○1円以上1,500万円以内 ※追加預入により、累積1,500万円まで預入いただけます。
(3) 預入単位	○1円単位
5. 払戻方法	<p>○本預金の払戻しは、教育資金の支払いに限定されます。</p> <p>○非課税措置が適用となるためには、学校等からの領収書等をご提出いただきます。</p> <p>※ご提出いただく領収書等は、口座開設日以降、支払日から1年以内のものに限ります。</p> <p>※領収書等の提出がない払戻しや教育資金目的以外の払戻しは、課税対象となります。</p> <p>○払戻しは窓口のみとなります。（キャッシュカードの発行は行いません。）</p> <p>○契約終了時に預入金額から教育資金としての払戻金額を差し引いた残額に対し、贈与税が課税されます。</p>
6. 非課税対象となる費用	<p>①学校等に直接支払う教育資金 （例）入学金、入園料、保育料、学校給食費、学校等を通じて購入する学用品費・教科書費、修学旅行費、PTA会費等</p> <p>②学習塾や習い事など、学校等以外の者に直接支払う教育資金 （例）学習塾費、水泳教室費、学校が指定した業者等からの学用品・教科書・制服等の購入費等</p> <p>※23歳以上の方は、学校等の入学金・授業料などと教育訓練を受講するための費用に限定されます。</p>
7. 利息	
(1) 適用金利	○変動金利 ○毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法	○年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
(3) 計算方法	○毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。

8. 契約の終了	<p>○本預金は、以下のいずれかに該当した場合、契約終了となります。</p> <p>①受贈者が30歳に達した場合（学校等に在学している場合または教育訓練を受けている場合は40歳まで延長可能）</p> <p>②受贈者が死亡した場合</p> <p>③預入金額がゼロとなり、受贈者と当金庫との間で契約終了の合意により、契約が終了する場合</p>
9. 税金	<p>○個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。）</p> <p>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>
10. 手数料	無料
11. 付加できる特約事項	<p>○マル優の取扱いができます。（平成14年度税制改正によりマル優制度が改組されております。マル優について、詳しくは得意先係または窓口へお問い合わせください。）</p>
12. 中途解約時の取扱い	_____
13. 金利情報の入手方法	○金利は当金庫ホームページまたは窓口へご照会ください。
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店またはリスク統括部お客様相談室（9時～17時、フリーダイヤル0120-323-023）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
15. その他参考となる事項	<p>○教育資金口座の開設は、受贈者おひとりにつき1口座です。（1金融機関1店舗）</p> <p>※当金庫で教育資金口座を開設された場合、他の金融機関で教育資金口座の開設はできません。</p> <p>○口座振替のお取扱いはできません。</p> <p>○預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p> <p>○税務上の取扱い等の詳細については、専門の税理士等へお問い合わせください。</p>